

鳥取県星空案内人資格取得支援補助金の 事務手続きについて

1. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

2. 事業完了

※事業の完了とは： 星空案内人資格認定制度運営機構が運営する星空案内人資格又は星空案内人(準案内人)資格を取得後、自宅に戻った時

3. 交付申請書兼振込依頼書の提出(3月10日まで)

- 下記連絡先に郵送又は持参してください。
- 交付申請書の提出が実績報告書の提出も兼ねます。

4. 交付決定及び交付確定通知書(交付申請から原則20日以内)

○本補助金の交付決定は額の確定と併せて行うこととします。

◎補助金の支払い

事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・環境立県推進課
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857 - 27 - 7409 kankyourikken@pref.tottori.lg.jp